

千葉市告示第90号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第78条の5第2項、第82条第2項、第115条の5第2項及び第115条の15第2項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び地域密着型介護予防サービス事業者の廃止の届出がありましたので、同法第78条、第78条の11、第85条、第115条の10及び第115条の20の規定により告示します。

令和3年2月22日

千葉市長 熊谷俊人

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
合同会社ケアマネジメント	西千葉介護相談所	千葉県千葉市中央区春日2-20-1 プレミアムレジデンス西千葉春日902	居宅介護支援	令和3年1月31日
有限会社三希工房	三希工房猫の耳おゆみ野	千葉県千葉市緑区おゆみ野5-32-11-105	居宅介護支援	令和3年1月31日
一般社団法人福祉の樹	福祉用具の樹	千葉県千葉市若葉区千城台西1-35-11 CITY28-101	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	令和3年1月31日
社会福祉法人徳和会	あかいの郷いきいきデイランド	千葉県千葉市中央区赤井町284	認知症対応型通所介護 介護予防認知症対応型通所介護	令和3年1月31日